

# 論 説

## 法人留保金課税制度の日米比較

～アメリカの留保金課税制度からわが制度のあり方を探る

石 村 耕 治

◎はじめに

I わが国での「内部留保(金)」をめぐる議論

- 1 狭義の内部留保(金)と広義の内部留保(金)
- 2 法人企業の事業資金調達手法における内部留保(金)の所在

II わが国の現行留保金課税制度の検証

- 1 留保金課税の仕組み
- 2 留保金課税のあり方
- 3 同族会社の留保金課税の憲法適合性

III アメリカの留保金税制の構造

- 1 連邦企業課税制の特徴
- 2 連邦法人所得税の税額計算の基本
- 3 留保金税とは
- 4 留保金税の適用要件
- 5 留保金税の計算の仕組み
- 6 「事業のための合理的必要性」とは

◎むすび

## ◎はじめに

「内部留保金 (accumulated earnings)」ないし「内部留保 (reserves)」<sup>(1)</sup>とは、法人企業が事業で得た利益のうち再投資に費消する目的または名目で会社内部に蓄積された部分を指す。社内留保、社内分配、さらには埋葬金などとも呼ばれる。一般に、法人企業が複数年度わたり累積した利益の留保額全体を指す。しかし、単年度に生じる利益の留保額を指すこともある。

内部留保 (金) への課税 (以下「留保金課税」という。) の是非については、見解が大きく分かれる。法人擬制説に立つと、留保金課税は、税引き後の余剰金に課税することになり、二重課税 (double taxation) となり、認め難いことになる。一方、法人実在説に立つと、法人が稼得した所得に対する法人段階と個人段階での二重課税は是認されることから、個人段階での課税の回避に対応するために法人段階で行われる留保金課税は認められることになる。

もっとも、仮に法人実在説に立ち留保金課税というかたちの二重課税を認めるにしても、特定同族会社のみをターゲットとするわが国の現行留保金課税制度 (法人税法67条) は、租税立法におけるイコール・フットィング (equal footing / 競争条件の均等化) の原理に反する課税であると指摘する声も強い。事実、日本国憲法 (以下「憲法」という) 14条 [法の下の平等] 違反にあたりとし、訴訟も提起された。司法は、立法裁量論を梃子に、現行の特定同族会社留保金課税制度を「著しく不合理ではない」との理由で合憲と判断している (大阪地裁昭和62年9月16日判決 [棄却・確定]・税務訴訟資料159号638頁)。しかし、依然として論争は続いている。

---

(1) 本稿では、一般的に「内部留保 (金)」と表記するが、「内部留保金」、「内部留保」の表記も同義で用いることにする。

る<sup>(2)</sup>。

司法は、特定同族会社のみをターゲットとするわが国の現行留保金課税制度(法人税法67条)を合憲としたものの、立法論的には、現行制度は、イコール・フットィングの視座から再検討される必要がある。課税におけるイコール・フットィングの原理は、税法の解釈・適用の原理ではなく、租税立法上の原則である。立法府の出番である。この場合、現行留保金課税制度の廃止か、あるいは現行留保金課税制度の非同族会社への拡大か、二つの途のいずれかを選択できる。

留保金課税制度を精査する場合に参考となるのがアメリカ合衆国(以下「アメリカ」という。)の留保金税制である。連邦税法(内国歳入法典/IRC=Internal Revenue Code、以下「IRC」と表記する。)は、法人実在説の立場から法人に対する留保金税(AET=Accumulated earnings tax)の課税を行っている。

この留保金税(AET)制のもと、連邦課税庁(内国歳入庁/IRS=Internal Revenue Service)は、法人が「事業のための合理的必要性(reasonable business needs)」もないにもかかわらず、配当を行わずに法定許容限度額を超える所得を留保していると判断する場合、それを租税回避目的(tax-avoidance purpose)での課税の繰延べであると推定し、留保課税所得(ATI=Accumulated taxable income)に対し39.6%の税率〔個人所得税の最高税率/ただし、2012年12月31日後現在暫定的に20%〕で追加的に賦課課税することができる<sup>(3)</sup>。AETは、閉鎖会社(closely held corporation)であるか、公開会社(publicly held corporation)であるかを問わず、適用される。

(2) 例えば、経済産業省「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会(第2回): 議題中小企業税制」(平成17年5月16日)議事録。[http://www.meti.go.jp/policy/economic\\_industrial/gather/eig0000028/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/gather/eig0000028/index.html)、日本弁護士連合会「同族会社に対する留保金課税についての意見書」(2005年1月20日)[http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2005/2005\\_8.html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2005/2005_8.html)、日本税理士会連合会「平成18年度・税制改正に関する建議書: 同族会社の留保金課税制度の廃止」(2005年6月28日)<http://www.nichizeiren.or.jp/guidance/pdf/kengisyo-H18.pdf>

(3) ただし、後にふれるように、2003年改正税法(Jobs and Tax Relief Reconciliation Act of 2003)等により、暫定的に現在20%で課税されている(IRC 531条)。

また、法定許容限度額を超える過剰な留保金はその法人にとり「事業のための合理的必要性」があるかどうかについては、原則として納税者である法人側が立証する必要がある。留保金税(AET)は、少数株主からなる法人に適用される人的所有会社税(PhC tax=Personal holding company tax)とは異なり、株主の数に関係なく適用される。

ちなみに、留保金税(AET)制のもと、法人が無条件で留保できる法定許容限度額は25万ドル〔ただし、人的役務提供法人(Personal services corporations)については15万ドル〕である。法定許容限度額内であれば、無条件で事業のために合理的な必要性のある留保金額とみなされる。言い換えると、法定許容限度額を超えて過剰に留保金を積み立てる場合、AETのトリガー課税が行われ、法人は「事業のための合理的必要性」を立証できない限り、その留保課税所得(ATI)が過剰な留保額として賦課課税の対象となる。法人は、その必要性の主張を行うための準備が必要となる。例えば自己資金を使って事業の拡張計画がありそのための資金が必要である、といったような主張を行い、課税庁を納得させる必要がある。

本稿は、法人実在説の立場から、法人税についても超過累進課税(15%~39%)を行っているアメリカ連邦税のもとの留保金税制と実態分析を行うことを主眼としている。加えて、この分析が、わが国での法人留保金課税にあり方を再検討する際の一助となることを期待している。

## I わが国での「内部留保(金)」をめぐる議論

「内部留保(金)」とは、法人企業が複数年度わたり累積した利益の留保額全体を指すことが多い。一般に、法人企業が事業で得た利益のうち再投資に費消する目的またはそうした名目で会社内部に蓄積された部分を指す。社内留保、社内分配、さらには埋葬金ないし貯蓄などとも呼ばれる。

総資本に対する内部留保(金)の比率は、自己資本比率と共に、法人企

業の財務内容の安定性・健全性を示す指標として広く経営分析に活用されている。

わが国の法人企業が久しく過度に他人資本に依存する経営が批判され、かつ経済不況時には金融機関が貸し渋りを強めたこともあり、1990年代以降、法人企業は内部留保(金)を増強する経営に傾斜していった。その一方で、大規模法人企業のなかには、過度な人件費削減や配当の抑制で適正は比率を超えるほど内部留保(金)を高めるところも散見され、内部留保(金)のあり方が問われている。

とりわけ、2007年の世界金融危機を契機とした急激な景気後退に際し、大規模法人企業は大量の非正規労働者の解雇・契約解除の手段で調整・対応した。しかし、こうした労働慣行に対しては厳しい批判が浴びせられた。大規模法人企業の内部留保を、非正規・正規労働者の正規雇用への転換、正規雇用の創出、賃上げなどに活用すべきであるとの議論が起きた<sup>(4)</sup>。

こうした世論の動きを意識してか、2013(平成25)年度から3年間の時限立法で、いわゆる「所得拡大促進税制(賃上げ税制)」が導入された<sup>(5)</sup>。この特例税制は、雇用や個人所得の拡大を図り、消費需要の回復を通じた経済成長を達成するため、労働分配(雇用者給与等支給額)を増加させた場合に、その増加額の一定割合(雇用者給与等支給増加額を5%以上)を増やした企業に、その増加額の一定割合を税額控除することを認めるものである。適用要件は、①[給与総額の増加率]国内の雇用者に支払った雇用者給与等支給額(法人企業の場合には、各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額)が

(4) 田村八十一「トヨタ、ホンダ、日産の『内部留保』を解剖する」経済168号(2009年9月号)、藤田宏「内部留保をめぐるいくつかの議論について」労働総研提言(2011年6月8日) Available at : [http://www.yuiyuidori.net/sokei/ape/2011/data/110608\\_01.pdf](http://www.yuiyuidori.net/sokei/ape/2011/data/110608_01.pdf)

(5) 正式名称は、「雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」(租税特別措置法42条の12の4)および「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除」(租税特別措置法10条の5の4)である。適用期間は、法人については、平成25年4月1日から平成28年3月31日までに開始する各事業年度における青色申告法人の法人税について適用される。個人については、平成25年から28年における青色申告事業者の所得税について適用される。

基準年度（3月期決算企業の場合には、2012年度）より5%以上増加したか、②〔前年以上の給与総額〕雇用者給与等支給額が前年度を下回らないこと、および③〔前年以上の平均給与等〕雇用者1人あたりの給与等支給額が前年度を下回らないことである。これらの要件を充たせば、雇用者給与等支給額の増加分の10%（資本金1億円以下の中小企業については20%）を税額控除ができる。

この所得拡大促進税制は、既存の「雇用促進税制」<sup>(6)</sup>などとの選択適用となっている<sup>(7)</sup>。雇用促進税制は、会社都合の離職者がいないことや雇用者数が純増することなどが要件となっている。これに対して、所得拡大促進税制では、給与等の額が一定割合増加していることが要件である。したがって、雇用者数が一定の企業においても、労働時間の純増のより適用が可能である。しかし、この所得拡大促進税制の利用状況は思わしくない。この原因について、産業界は、雇用者給与等支給増加額を5%以上とする要件のハードルが高いことをあげている。その真偽のほどは定かではない

(6) 正式名称は、「雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除」（租税特別措置法42条の12の4）および「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除」（租税特別措置法10条の5の4）である。適用期間は、法人については、2011（平成23）年4月1日から2014（平成26）年3月31日までに開始する各事業年度における青色申告法人の法人税について適用される。個人については、2014（平成24）年から2014（平成26）年における青色申告事業者の所得税について適用される。

(7) 他に雇用促進税制との選択適用の対象となるのは、震災特例法（正式には「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」という。）関連の特例措置である。例えば、①「復興産業集積地域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特例控除」（震災特例法10条の3）および「復興産業集積地域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特例控除」（震災特例法17条の3）【この措置は、企業が、被災雇用者に対して支給する給与等の10%相当額を税額控除できるとするもの】、②「企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特例控除」（震災特例法10条の3の2）および「企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特例控除」（震災特例法17条の3の2）

【この措置は、企業が、企業立地促進区域内にある事業所に勤務する非難対象雇用者等に対して支給する給与等の20%相当額を税額控除できるとするもの】、ならびに③「避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特例控除」（震災特例法10条の3の3）および「避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特例控除」（震災特例法17条の3の3）【この措置は、企業が、避難解除区域等に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の20%相当額を税額控除できるとするもの】である。ちなみに、被災者支援税制の日米比較について詳しくは、拙論「アメリカの被災者支援税制の分析～日米の税財政法上の課題の検証を含めて」白鷗法学18巻2号（2011年）参照。

が、政府はこの5%要件の緩和を模索している<sup>(8)</sup>。

総務省は、2013年7月12日に、「平成24年就業構造基本調査」を公表した。この調査結果によると、役員を除く雇用者のうち非正規従業者は約2043万人になり、その比率も全体の38.2%を占めるにいたった。20年前と比べると、非正規率は16.5%も上昇しているとりわけ、女性の非正規比率は57.5%を占め、その半数を超えた<sup>(9)</sup>。

日本銀行が2013年6月19日に、「資金循環統計」(以下「日限統計」という。)を公表した。この日限統計によると、企業など民間非金融法人の金融資産残高は2013年3月末時点で842兆円で、前年比で3.8%増加したことが分かる。とりわけ、これらの法人が持つ現金／預金残高は、前年比で5.8%増加し225兆円にも上り、過去最高額となったことが分かる<sup>(10)</sup>。裏返せば、これらの法人は、内部留保を加速させ、稼得した所得を積極的に設備投資などには費消していない実情が浮き彫りになる。

いずれにしろ、こうした議論は、国民・納税者が大規模法人企業の過剰な内部留保のあり方に目を向ける大きな要因となっている。

内部留保については、とりわけ具体的な事業の合理的な必要性を明確にしないまま企業が過剰な内部留保として多額の資金が死蔵することは非効率と見ざるを得ない。その理由が不透明なまま過剰な内部留保企業が積み立てている法人企業には、所得拡大促進税制や投資減税などタックスインセンティブ(租税特別措置(租特)／優遇税制)ではなく、課税(ペナルティタックス／留保金課税)という手段を使って配当ないし投資などを促

---

(8) 日本経済新聞2013年9月8日朝刊記事、同2013年10月18日朝刊記事参照。

(9) Available at : <http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/kgaiyou.pdf>

(10) Available at : <http://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf>

す「適正化」策を講じる、あるいは社会還元をめざすのも一案である<sup>(11)</sup>。

いずれにしろ、効率的な税制のあり方を探る場合、留保金課税のあり方に今一度精査する必要がある。

【図表1】会社の事業資金（総資本）の構成図

総 資 本	負債	流動負債（短期借入金等）		
		固定負債（社債、長期借入金等）		
	純 資 本	持 分	資本金	
			資本剰余金	資本準備金
				その他の資本準備金
		利益剰余金	利益準備金（法定準備金）	
			任意準備金（任意積立金）	
	その他の利益準備金			
	自己株式			
	本 産	評価・換算差額等（その他の包括利益）		
転換社債（新株予約権付き社債）				

狭義の  
内部留保  
(金)

### 1 狭義の内部留保（金）と広義の内部留保（金）

「内部留保（金）」は、大きく「狭義」と「広義」でとらえられる。「狭義の内部留保」とは企業会計上の「利益剰余金」を指す。利益剰余金とは、純利益から配当や役員賞与など社外に流出した分を差し引いた金額である。必ず内部留保に含められ、貸借対照表（BS）の貸方「資本の部」（わが国では「純資産の部」）に勘定科目として表記される。なお、「利益剰余金」は、法定準備金である①利益準備金のほか②任意準備金（任意積

(11) 「租税特別措置（租特）」は厳密に言えば、租税を軽減・除外する「租税優遇措置」と租税を加重する「租税重課措置」からなる。例えば、金子宏『租税法〔第18版〕』（弘文堂、2013年）85頁参照。ちなみに、2010〔平成22〕年に制定された「租税透明化法〔正式名称は「租税特別措置の運用状況の透明化等に関する法律」〕では、「租税優遇措置」を受けている法人納税者（普通法人のみならず、公益法人等や特定非営利活動（NPO）法人、人格のない社団等を含む。）に対して「適用額明細書」を作成し、これを法人納税申告書〔別表〕に添付するように求めている（1条・3条）。租税透明化法をはじめとして一般に学説・判例等においては、「租税特別措置（租特）」は「租税優遇措置」をさすものと解している。本稿においても、租税特別措置については、特段の断りがない限り、租税優遇措置を指す。



立金)、③その他利益剰余金(繰越利益剰余金)からなる。①利益準備金の用途は、資産が資本を下回った場合、それを取り崩して補うことなどに限定される。わが国の場合、会社法で毎決算期に一定額を積み立てるように求められる(会社法445条4項)<sup>(12)</sup>。②任意準備金は、法定準備金以外の準備金で、定款または株主総会の決議により積立てられる<sup>(13)</sup>。

財務省・財務総合研究所が発行する「法人企業統計調査」では、利益剰余金のみを内部留保(金)と見る考え方(「狭義の内部留保」または「公表内部留保」)を採っている。これに対して、公表内部留保だけでは、真実を反映していないとし、その他の科目も内部留保に加算すべきであるとの見方(「広義の内部留保」または「実質内部留保」)もある。

広義の内部留保(実質内部留保)論によると、資本準備金やその他資本剰余金、その他減価償却の過大償却部分、保有株式や不動産など包括利益(評価・換算差額等)も内部留保に入れて、内部留保(金)をとらえることになる。

## 2 法人企業の事業資金調達手法における内部留保(金)の所在

ところで、わが国の法人企業は、伝統的に、事業資金調達手法として、株式や転換債券の発行(自己資本)、借入や債券の発行(他人資本)によっ

(12) 配当額の10分の1を資本準備金または利益準備金として積立計上しなければならず、資本準備金との合計額が資本金の4分の1に達するまで、利益準備金を積み立てなければならない。例えば、100万円の株式配当をするには110万円の剰余金が必要であり、利益準備金として10万円仕訳し、100万円は未払配当金の勘定科目に記載することになる。

(13) また、会社の定款や株主総会の決議によって任意に用途目的を決定できる。ただ、一般に、事業拡張積立金や配当平均積立金のような目的や用途があらかじめ指定されているものが多い。もっとも、任意準備金(任意積立金)は、用途目的が指定されていない。ただし、あらかじめ用途目的が指定されている積立金であっても株主総会の承認があれば当初の用途や目的以外に充当することが認められている場合もある。ちなみに、任意準備金(任意積立金)は、純利益を算定する段階ですでに費用として控除されている各種引当金(例えば、減価償却引当金、価格変動準備金、退職給与引当金など)とは異なる。なお、会社がどの程度まで配当可能なかは、内部留保と当期純利益からおおよそ推計できる。利益剰余金(狭義の内部留保)の一部をなす前期繰越利益を当期純利益に加算して、当期未処分利益となり、これが配当原資となる。同様に利益剰余金の一部である任意積立金も株主総会の承認があれば、取り崩して配当に充当できる。

てきた。こうした伝統的な手法を用いた場合、法人企業は、株主への配当の支払、債券保有者への利子の支払、金融機関への元本返済や利子の支払が義務づけられる。

一方、近年、わが国の法人企業は、事業資金調達手法として、自己資本である内部留保（金）を活用する傾向を強めている。内部留保（金）は、投資のための資金にもなり得るが、同時に貯蓄でもある。また、内部留保（金）は、伝統的な事業資金調達手法とは異なり、利子や配当支払の義務を負わずに調達できる事業資金でもある。この点に着眼して、内部留保（金）は「埋蔵金」と呼ばれることもある。

内部留保（金）は、企業会計上、「準備金」「積立金」「引当金」といった勘定科目に表記されることが多い。しかし、実際には、現金や預金だけでなく、売掛金、金銭債券、有価証券のかたち、さらには社員の運動場や保養施設のような土地建物、機械設備など「資産」のかたちをとっていることも多々ある。

とりわけ問題なのは、わが国の大規模法人企業のなかには、内部留保することの理由が不透明なまま巨額の積み立てに及んでいるケースも少なくないことである。しかも、株価が低いわりには保有資産が巨額にのぼっていることなどから、しばしばファンドや外国企業からの買収（M&A）のターゲットになったりしていることである。

その一方で、欧米の法人企業に比べて日本の大規模法人企業は、個人株主軽視傾向が著しく配当性向が低いことは周知のところである。総還元性向ベースで日米企業の差は2倍以上の開きがある。

大規模法人企業が、具体的な事業の合理的な必要性を明確にしないまま、非正規労働者の正規雇用への転換や下請単価切下げなどを通じて過剰な内部留保の積み増しをし、これを塩漬け状態にすることは、とりわけ非効率と見ざるを得ない。むしろ、こうした大規模法人が、「事業のための合理的必要性（reasonable business needs）」もなく、塩漬けにしている内

部留保(金)に対してこそ課税すべきであるとの意見が出て当然である。ちなみに、アベノミクスでは、所得拡大促進税制や投資減税などの拡大で内部留保を投資に向かわせる筋書を描く。しかし、むしろ、法人税収を犠牲にするのではなく、内部留保に適切な課税することで投資を促すのが正道ではないか。

## II わが国の現行留保金課税制度の検証

わが国の留保金課税とは、同族会社が社内留保した所得等の金額(法人税法67条2項)から法人税・法人住民税額を控除した後の残額が、一定基準による留保控除額を超えた場合に、その超過部分を課税留保金額として、これに対し超過累進税率による法人税を追加課税する制度をいう。特定同族会社の「狭義の内部留保」をターゲットに、企業会計上の「利益剰余金」に各種税務調整を加えた金額をベースに、通常の法人税とは別途に、特別な税率で追加課税する仕組みになっている。

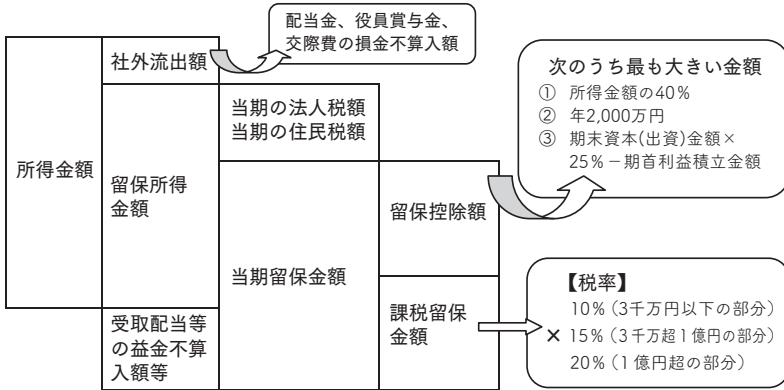
その立法趣旨は、少数の中心的株主によって支配される同族会社においては、中心的株主に対する所得税の総合課税による高い超過累進税率の適用を回避するために、法人所得を過度に社内留保することが少なくない実情から、個人事業者との間の税負担の均衡を保つために、法人税の追加課税をすることによって、間接的に配当を促し、所得税回避を防止しようとするところにある。

### 1 留保金課税の仕組み

わが国の法人留保金課税制度では、特定同族会社が一定額を超えて所得を内部留保する場合には、その超えた部分(留保金額)に対して、通常の法人税とは別途に、特別な税率で追加課税することになっている。これ

が、特定同族会社の「留保金課税」である。なお、この留保金課税は、特定の同族会社に対してのみ適用されるのが特徴である。

【図表2】留保金課税の仕組み



特定同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その超える部分の留保金額に応じて法人税が上乗せされる（法人税法67条1項）。

【図表3】留保金税率

① 年3,000万円以下の金額	10%
② 年3,000万円を超え年1億円以下の金額	15%
③ 年1億円を超える金額	20%

\* 同族会社は3株主グループで判定されるが、留保金課税の対象となる特定同族会社は1株主グループで判定される。

### (1) 留保金とは

留保金とは、その事業年度の所得等の金額のうち留保した金額から、法人税の額をその法人税の額にかかる道府県民税および市町村民税の額を控

除した額をいう(法人税法67条3項)。

## (2) 留保控除額とは

留保控除額とは、次に掲げる金額のうち最も多い金額をいう(法人税法67条5項)。

### 【図表4】留保控除額

① 所得等の金額の40%
② 年2,000万円
③ その事業年度終了の時における利益積立金額(所得等の金額にかかると部分の金額を除く。)が、その時における資本金の額の25%に満たない場合におけるその満たない部分の金額

## 2 留保金課税のあり方

法人税を支払った所得(税引後所得)を、株主に配当するか、あるいは、内部留保するかは、本来、私的自治の原則にしたがって株主総会で決めるべきである。したがって、政府は課税の手段で介入すべきことではない。ところが、同族会社の場合には、議決権を持ったきわめて限られた株主で支配されている。配当し個人株主が高い所得税を払うよりも、社内へ内部留保して課税の繰延べをはかろうとする傾向もある。所得を株主に配当せずに社内へ内部留保する案(利益処分案、決算案)を株主総会で通してしまいがちである。これでは、いつまでたっても留保分に課税できない。また、所得税の対象となる個人事業主の場合には、あげた所得のすべてに超過累進税率で課税されることから、この点でもアンバランスが出てくる。

もっとも、すでにふれたように「内部留保」の定義は一様ではない。法人税法上は、所得金額から「外部流出額」を差し引いた金額とされる。

“利益剰余金”を内部留保ととらえる考え方もある。内部留保は、企業体質強化に必要とされる一方で、“社内分配”、“余剰資金”とも呼ばれる。正規雇用の回避や過激なリストラ、配当の抑制で、過度な内部留保を蓄積している企業も少なくないといわれている。法人税率の引下げを議論する前提としては、この内部留保金に適正な課税をする必要があるとの意見もある。一方で、こうした内部留保への課税は、二重課税になるとの意見もある。

半永久的な課税の繰延べを防ぐことをねらいに同族会社「一般」を対象に留保金課税をするのでは、非同族会社との対比において同族会社を不当に差別することにつながるおそれが強くなる。このことから、現行法人税法は、「特定」の同族会社に限って留保金課税を行っている。しかし、本来、留保金課税が必要なのは、巨額の内部留保を蓄積している大法人ではないかとの声も強いところである。

### 3 同族会社の留保金課税の憲法適合性

仮に法人実在説にたち留保金課税というかたちの二重課税を認めるにしても、特定同族会社のみをターゲットとするわが国の現行留保金課税制度(法人税法67条)は、問題であると指摘する声も強い。租税立法におけるイコール・フットィング(equal footing / 競争条件の均等化)の原理に反し、憲法14条〔法の下における平等〕違反にあたり、訴訟も提起された。すなわち、同族会社に対していわゆる留保金課税を規定した法人税法67条は、合理的理由もなく同族会社に過重な課税負担を強いるもので、非同族会社と比較して、同族会社を不当に不利益に扱うものであるから、課税負担公平の原則に反し、憲法14条1項に違反する意見もある。その根拠は次のとおりである。

## 【図表5】同族会社留保金課税を違憲とする根拠

①法の定める同族会社と非同族会社との区別はきわめて形式的であり、個々の法人の実態を全く考慮していないから、こうした基準による留保金課税は合理性を欠くものである。
②法人の留保金は課税済所得であるところ、留保金課税は、右留保金に再度課税を行うものであるから、非同族会社と比較して同族会社を不当に差別するものである。
③留保金課税は、窮極的には個々の株主に帰属すべき利益である留保金に対し課税を行うものであるから、源泉税は課税されても配当所得を取得する非同族会社の株主と比較して、同族会社の株主を不当に差別するものである。
④同族会社は、資本市場から資金を調達する手段を持っていないので、経営基盤を強化するためには、利益を内部に留保する必要がある。それにもかかわらず、こうした留保金に課税することは、同族会社を弱小化させ、その存立を危うくさせるものであるから、同族会社を不当に差別するものである。

以上のような理由に基づく同族会社留保金課税違憲訴訟において、大阪地裁は、留保金課税の対象とされる留保金は、本来配当等により利益処分すべきであつたのにもかかわらず、過大に留保され、配当に対する所得税の課税を不当に免れていたものであるから、これに対して課税を行うことは何ら不合理ではなく、こうした留保金課税の適用のない非同族会社と比べ、同族会社を不当に差別するものでない。したがって、法人税法67条〔特定同族会社の特別税率〕は憲法14条1項〔法の下での平等〕に違反しないとしている。つまり、大阪地裁は、特定同族会社留保金課税は、非同族会社を著しく不合理に差別するものではなく、立法裁量の範囲内にあるとし、合憲としている。(大阪地裁昭和62年9月16日判決〔棄却・確定〕・税務訴訟資料159号638頁・タイムズZ159-5972)。しかし、依然として論

争は続いている<sup>(14)</sup>。

### III アメリカの留保金税制の構造

アメリカ連邦法人所得税における居住法人にかかる主な留保金税制は、「留保金税 (AET=Accumulated earnings tax)」と「人的所有会社税 (PHC tax=Personal holding company tax)」の二つからなっている<sup>(15)</sup>。これらの留保金税制は、立法論的には、内部留保に懲罰税 (penalty tax) を課すことにより配当を促すとともに、法人実在説に従い法人と個人の双方を対象に「二重課税 (double taxation)」を実施することにあるとされる。

アメリカの連邦法人所得税制では、配当法人は、当該法人が稼得した所得には法人所得税が課される。その後、法人税の税引後の所得が、個人株主に配当された場合には、さらに個人所得税が課されるルールになってい

(14) 例えば、日本税理士会連合会は、平成18年度・税制改正に関する建議書(2005年6月28日)のなかで「同族会社の留保金課税制度の廃止」を掲げている。「同族会社の留保金課税制度は、個人株主が利益処分を先送りし配当課税が繰り延べられることに対処するために、その代替的課税として1954(昭和29)年に創設された。しかし、個人への課税をもって課税関係が終了するという法人擬制説的な立場によるとしても、法人の利益をどの時点で個人に分配するかは本来法人の選択に任されるべきである。また、法人が利益の配当や役員賞与を抑え社内に留保することは、健全な財務体質を強化するためにはむしろ必要なことであり、一方で、非同族会社であっても配当政策に恣意性がないとは言いがたく、同族会社にのみ追加的負担を強いることとなる留保金課税制度には問題がある。次の理由から、租税特別措置法による特定の中小企業等だけの適用停止ではなく、留保金課税制度そのものを廃止すべきである。」と建議している。<http://www.nichizeiren.or.jp/guidance/pdf/kengisyo-H18.pdf>

(15) 留保金課税制度を広くとらえるとするれば、いわゆる「タックスヘイブン対策税制」なども射程に入ってくる。アメリカは、1962年に、タックスヘイブン対策税制として、サブパートF条項(Subpart F provisions/IRC 951~964条)を導入した。サブパートF条項は、アメリカ居住株主に一定割合以上保有されている被支配外国法人(CFC=controlled foreign corporation)の特定の留保所得について、実際に配当を受領していなくとも、その持分割合に応じて当該居住株主の総所得に合算して課税するものである。その後、わが国も1978年にこのサブパートF条項に相当する合算課税方式によるタックスヘイブン対策税制〔正式には「内国法人の特定子会社等に係る所得の課税の特例」(租税特別措置法66条の6~66条の9)および「特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例」(租税特別措置法66条の9の6~66条の9の8)という。〕を導入している。See, "U.S. Shareholders of Foreign Corporations," 2013 U.S. Master Tax Guide (CCH, 2013) at 832 *et seq.*; Robert J. Misyk *et al*, Practical Guide to U.S. Taxation of International Transactions (9th ed., CCH, 2013). なお、本稿ではサブパートF条項は射程外である。



る。つまり、「二重課税」を行う課税原則となっている。ところが、法人が税引後の所得を個人に配当を行わず内部に留保すると、個人株主の段階で課税されるはずの課税が繰り延べられることになる<sup>(16)</sup>。このような課税繰延べを認めないために、以下の「留保金税」や「人的所有会社税」制が設けている。これらの税制のもとではいずれも、法人企業が「事業のための合理的必要性」もないのに内部留保している一定額を超える所得が課税対象となる。

## 1 連邦企業課税制の特徴

アメリカの留保金課税制を点検するに先立ち、連邦企業課税制の一般的な特徴を簡潔に解説する。

アメリカは、連邦国家 (federal state) である。これに対して日本は単一国家 (single state) である。連邦国家の税制と単一国家の税制は、日米比較でみると、次のような特徴がある。

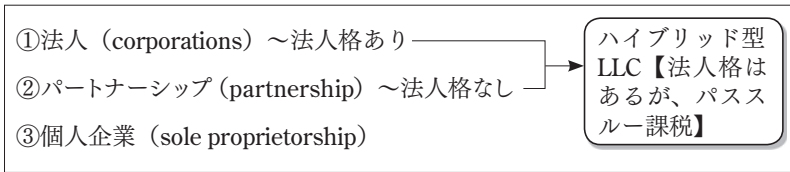
### (1) 一般的に選択される営利事業体の形態

アメリカにおいては、営利事業体に関しては各州の法律によることになっている。各州法に基づき一般的に選択される営利事業体の形態は、大きく分けると次のとおりである。

---

(16) さらに、黒字会社 (法人) が税引後所得を内部留保した場合には、一般に会社 (法人) 資産が増価につながり、究極的にはその会社 (法人) の株価に反映されることになる。この結果、本来は個人株主の段階で配当所得として課税されるべきであったものが、株主が望んだ時点での株式の譲渡により、資本利得 (キャピタル・ゲイン) として認識、課税されることになる。アメリカの個人所得税制においては総所得総算入方式 (all-inclusive approach) を基本としている。このため、配当所得や資本利得には超過累進税率で課税される原則となっている。ところが、現実には資本利得に対しては、政策税制としてしばしば軽減税率の適用を享受できる措置が講じられる。こうしたかたちで課税の繰延べ、配当所得の資本利得への転化などを容認すると、課税における水平的公平が確保できなくなる。公平な課税実現のためには留保金税の導入が必要であるとする考え方も、この税制を正当化する根拠とされる。See, CCH, *Federal Tax Course* (CCH, 2007) at 401 *et seq.*

【図表6】アメリカで一般的に選択される事業形態



アメリカでは、法人実在説 (separate taxable entity theory) のもと、法人 (corporations) は独立した納税主体 (independent taxpaying entity) とされ、法人と個人 (individuals) との二重課税 (dual taxation) は当然のものとしてされている。したがって、わが国で議論になるような「法人と個人の二重課税の調整」、「法人税と所得税の統合」する法制を、原則として採用していない。

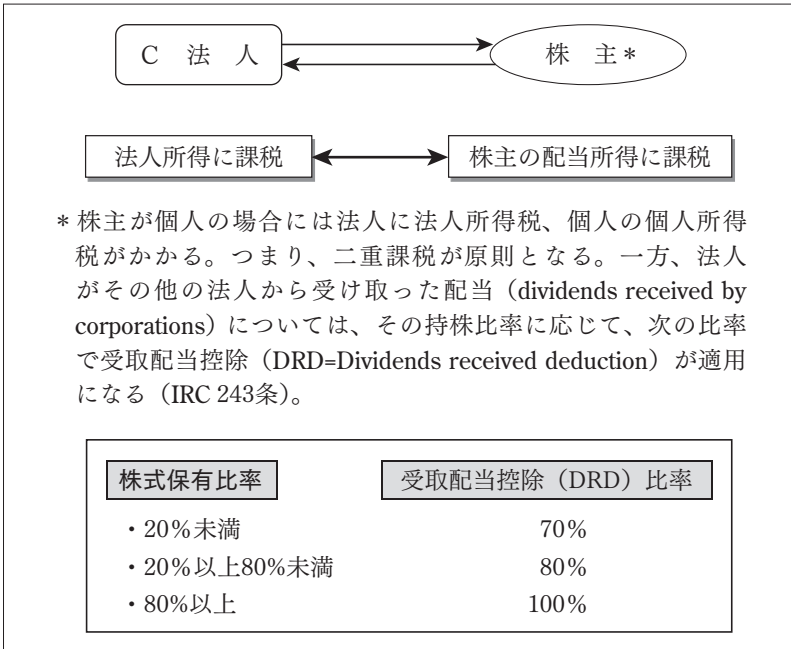
その一方で、二段階課税を望まない事業体は、一段階課税の選択ができるパートナーシップか、パススルー課税 (pass-through tax treatment) の適用ある LLC (リミテッド・ライアビリティ・カンパニー / Limited Liability Company) 形態を選択できる<sup>(17)</sup>。

## (2) 配当所得課税についての基本的な考え方

アメリカにおける配当課税の基本的な考え方を図説すると、次のとおりである。

(17) See, Timothy R. Koski (ed.), *Taxation of Business Entities* (South-Western Federal Taxation, 2013) at 11-1 *et seq.*

【図表7】普通法人（C法人）の場合〔法人実在説に基づく二重課税が原則〕



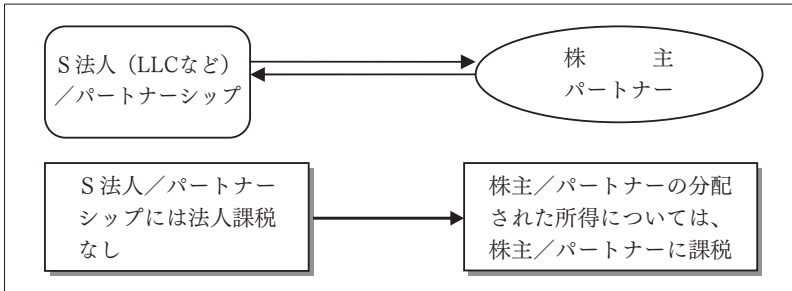
C法人は、普通法人（*per se corporation*、*mandatory corporation*）とも呼ばれる。このうち約1万5,000社が公開会社といわれる。

LLCは法人である。また、LLCへの出資者は有限責任である。連邦税法上、LLCなどはS法人に分類される。S法人は、選択適格事業体（*eligible entity*）と呼ばれる。チェック・ザ・ボックス・ルール（*Check-the-box rule*）により一定の要件を満たす場合、法人課税または構成員（出資者）課税を選択できる。S法人である適格要件の一つは、株主100人以内であることである。

全米の営利法人総数（650～700万社）のうち、S法人の占める割合は6割強である。また、株主1～2人のS法人が全体の8割を占め

る<sup>(18)</sup>。

【図表8】 LLC (S法人) やパートナーシップの場合〔構成員課税／パススルー課税〕



一方、わが国の株式会社や日本版 LLC (合同会社) などの特徴を一覧にすると、次のとおりである。

【図表9】 株式会社、日本版 LLP、日本版 LLC、任意組合

株式会社*	日本版 LLP (有限責任事業組合)**	日本版 LLC (合同会社)	任意組合 (民法上の組合)***
有限責任	有限責任	有限責任	無限責任
法人課税	構成員課税	法人課税	構成員課税
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損益や権限の配分は出資割合に比例</li> <li>・ 取締役会などが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損益や権限の配分は自由</li> <li>・ 監視機関は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損益や権限の配分は自由</li> <li>・ 監視機関は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損益や権限の配分は自由</li> <li>・ 監視機関は不要</li> </ul>

《備考》 \* 株主が法人の場合には、受取配当金の益金不算入。また、株主が個人の場合は、少額配当への申告分離課税や確定申告不要制度、総合課税選択の場合の配当税額控除の適用がある。

(18) See, CCH, 2013 U.S. Master Tax Guide (CCH, 2013) at 177 *et seq.* なお、本稿では、字数の関係上、LLC 課税について詳細に論じる余裕はない。実務的には取扱として詳しくは、See, Anthony Mancuso, *Nolo's Quick LLC* (7<sup>th</sup> ed., 2013, Nolo).

\* \* 他に投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく契約による「投資事業有限責任組合 (LPS)」がある。

\* \* \* 会社法の匿名組合がある。

アメリカの制度で紹介したように、LLC は、パートナーシップの持つ柔軟性とパススルー課税という税制上の利点に加え、株式会社では出資者が出資の限度で責任を負う有限責任制という特性を備えた事業体であってはじめて、最適なメリットを享受できるものである。ところが、図9からもわかるように、日本版 LLC (合同会社) では、パススルー課税が認められていない。日本版 LLC (合同会社) に法人課税をすることでは、LLC を導入する意味が薄れてしまっている。

## 2 連邦法人所得税の税額計算の基本

次に、連邦法人所得税の税額計算の基本的な仕組みを日米比較で点検してみると、次のような特徴がある。

### (1) 日米比較でみた法人税額計算の仕組み

わが国の法人税法では、株主総会(会社法437条・438条)または取締役会(同439条)で承認/確定した決算(企業利益)をベースに必要な税務調整を行い、課税所得を計算する「確定決算主義」が取られている(法人税法74条)。また、税務調整では、経理処理上必要となる「決算調整事項(減価償却費や各種引当金の繰入など)」や申告書上加算・減算する「申告調整事項(各種の所得控除や交際費の損金不算入など)」がある。

一方、アメリカ連邦法人所得課税(以下単に「法人課税」、「法人税制」ともいう。)の仕組みでは、わが国のような確定決算主義が採られてい

ない<sup>(19)</sup>。このため、法人所得税の申告上、総所得から税法上認められた費用・損失などを控除して課税所得を計算する仕組みとなっている。すなわち、財務会計上の決算とは切り離されたかたちで、税法に基づいて、総所得 (gross income) から、通常の控除項目〔事業上通常かつ必要な費用 (ordinary and necessary expenses)〕に加えて、欠損金や特別控除項目〔例えば、受取配当控除 (DRD=Dividends received deduction) など〕を控除して課税所得を計算する仕組みになっている。税引後所得の配当は、各州の会社法では一般に、取締役会が決定することになっている。

ちなみに、アメリカの連邦法人所得税の申告においては、連邦法人所得税申告書〔様式 (Form 1120 : U.S. Corporation Income Tax Return)〕に、別表M-1〔帳簿上の利益 (費用) と申告上の所得との調整 / Schedule M-1 (Reconciliation of income (loss) per Books with income per Return)〕、別表M-2〔帳簿上の特定用途に充当されていない留保の表示 / Schedule M-2 (Analysis of unappropriate retained earnings per books)〕を添付するように求められる。

別表M-1では、会計経理上の当期利益から税務上の加算・減算調整を行い、課税所得を計算する必要がある。別表M-1には、欠損金控除や受取配当控除をする前の課税所得、さらに別表M-2では、機首から期末の利益剰余金残高の変動なども表示される。

また、課税庁 (IRS) は、これら法人から提出された別表M-1やM-2 (さらには別表M-3 [1,000万ドル以上の資産を有する法人]) などを使い、会計上の利益と課税所得とを突合する<sup>(20)</sup>。

---

(19) 会計基準のグローバル化の波を受けて、IFBS (=International Financial Reporting Standards / 国際財務報告基準) への統合作業 (コンバージェンス) に伴う確定決算主義の見直し論議が盛んになってきている。例えば、日本公認会計士協会「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義」租税研究会報告20号 (2010年6月15日) 参照。なお、日税連は「平成24年度・税制改正に関する建議書」(2011年6月29日) で、こうしたグローバルな流れも読んで、わが法人税法での「確定決算主義の維持」を打ち出している。Available at <http://www.nichizeiren.or.jp/guidance/pdf/kengisyo-H24.pdf>

(20) See, Linda M. Johnson, "Essentials of Federal Income Taxation For Individuals and Business (2013 ed., CCH).

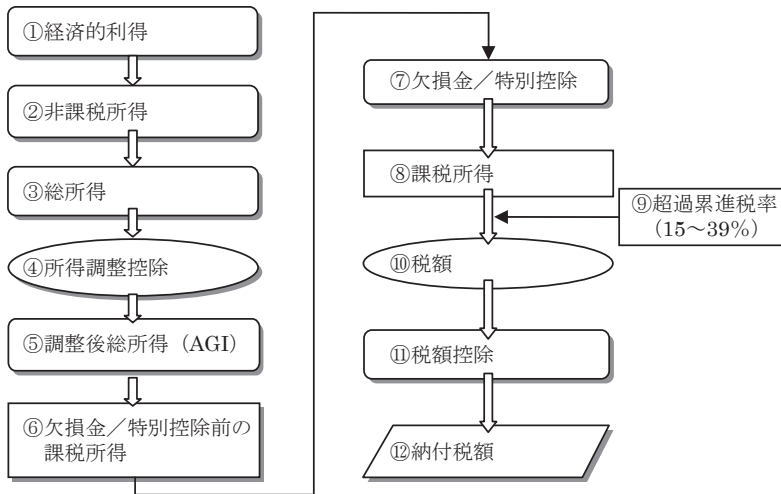
連邦税法上、法人所得税と個人所得税の計算において、「総所得 (gross income)」の概念は、原則として共通である。内国歳入法典 (IRC) は、「課税所得」に計算について、次のように規定している。

**【図表10】 連邦税法 (IRC) 上の所得課税の計算ルール**

- ①各納税者の所得税額は、「課税所得 (taxable income)」をもとに計算する。
- ②課税所得は、「総所得 (gross income)」金額から各種「所得控除 (deductions)」などを差し引いて計算する (IRC 1条 a 項)。
- ③「総所得」とは、法がとくに認めた一定の除外項目を除き、その源泉がいかなるものであるかを問わず、あらゆる所得 (all income from whatever source derived) を指す (IRC 63条 a 項)。
- ④法は、総所得として、給与報酬等、事業、キャピタルゲイン (資本利得) など15類型を例示する。(ただし、給与報酬等のように、個人に特有の所得類型もある。)

アメリカにおいては、法人も、個人と同様に累進課税の仕組みを維持している。また、連邦税法上、法人所得税と個人所得税の計算において、「総所得 (gross income)」の概念は、原則として共通である。内国歳入法典 (IRC) は、連邦法人所得税の「課税所得」の計算の仕組みは次のとおりである。

【図表11】アメリカ連邦法人所得税の課税の仕組み



アメリカの連邦法人所得課税においては、内国歳入法典（IRC）に②非課税所得と規定されていない限り、その発生源を問わず、あらゆる種類の所得で構成される。また、すでにふれたように、わが国のような確定決算主義を採っていない。

このため、法人の⑦課税所得（Taxable income）は、法人の③総所得（Gross income）から税法上認められた④通常の控除項目／費用（Business deductions／expenses）【役員報酬、給与・賃金、修繕費、通常必要な事業上の経費など】や⑥特別控除項目（Special deductions）【例えば、受取配当金の特別控除】を差し引いて計算する。

## （2）法人税率の日米比較

わが国の法人税は単一税率で課税される。したがって、所得の多寡にかかわらず、一定の税率を適用して課税されることになっている。一方、アメリカの連邦法人所得税は、連邦個人所得税と同様に、超過累進税率で



課税される。

(a) アメリカの連邦法人累進税率

アメリカの連邦法人所得税の累進税率は、次のとおりである。

【図表12】連邦法人所得税の累進税率(2012~13課税年)

課税所得(ドル\$)		税率等
超	以下	
0	50,000	0 + 15% × 課税所得
50,000	75,000	7,500 + 25% × 50,000超の額
75,000	100,000	13,750 + 34% × 75,000超の額
100,000	335,000	22,250 + 39% × 100,000超の額
335,000	10,000,000	113,900 + 34% × 335,000超の額
10,000,000	15,000,000	3,400,000 + 35% × 10,000,000超の額
15,000,000	18,333,333	5,150,000 + 38% × 15,000,000超の額
18,333,333	--	+ 35% × 課税所得

《例》課税所得が150,000ドルの場合、税額は $22,500 + 39\% \times (150,000 - 100,000) = 41,750$

《備考》連邦の法人税は15%~39%の超過累進税率構造になっている。

ただ、現実には、基本税率は15%~35%。追加税率を含め39または38%になる。つまり、10万ドルを超え33万5千ドル以下課税所得に対して5%の付加税(additional tax)が適用される。33万5千ドル超の所得には、この5%に付加税は打ち切られる。次に、課税所得が150万ドルから1833万3333ドル以下には3%の付加税が課される。1833万3333ドル超に所得にはこの3%の付加税が打ち切られる。

(b) わが国の単一法人税率

わが国の普通法人に対する法人税率は、次のとおりである。

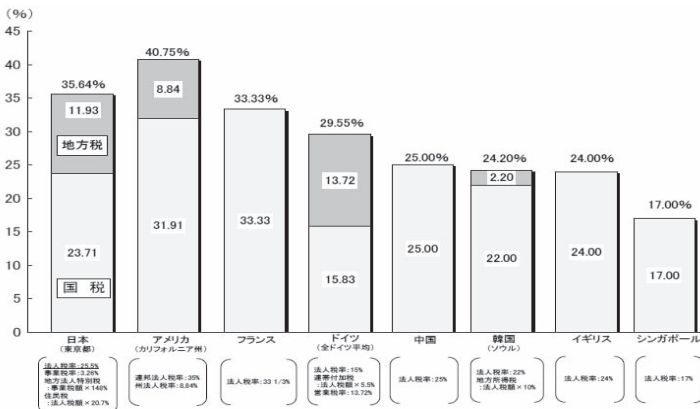
【図表13】日本の普通法人の法人税率

<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金が1億円超の会社の場合</li> </ul>
課税所得×25.5% (28.05%)
<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金が1億円以下の会社の場合</li> </ul>
800万円以下の課税所得×15% (16.5%)
800万円超の課税所得×25.5% (28.05%)

《備考》( )内は、2012(平成24)年4月1日から2015(平成27)年3月31日の間に開始する各事業年度に対する復興特別法人税を加算した税率

わが国の財務省や財界における法人税率の軽減を求める主張、実効税率(effective tax rate)論議では、各国の実効税率を比較・参照して展開されている。しかし、アメリカの連邦法人税率が累進税率課税になっていることなどは意図的に捨象したうえで展開されているようにも見える。

【図表14】法人所得課税の実効税率の国際比較 (2013年1月現在)



《出典》財務省 [http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/084.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.htm)

アメリカの法人所得課税を例に、大企業に対し累進課税を実施し応能負担 (ability to pay) を求めることが本当に企業の活力を削ぐことになるのか、精査が求められている。まさに、大企業が一方的に展開する「法人税の実効税率 (effective tax rate) 論」<sup>(21)</sup>の“真偽”が問われている。

### 3 留保金税とは

以上のようなアメリカの法人所得課税の基本構造や特徴を理解したうえで、「留保金税 (AET=Accumulated earnings tax) 制」の検証に入りたい。

アメリカの連邦法人所得税制における国内税にかかる主な留保金税制は、「留保金税 (AET=Accumulated earnings tax)」(IRC 531~537条)と「人的所有会社税 (PHC tax=Personal holding company tax)」(IRC 541~547条)の二つからなっている。これらの留保金税制は、立法論的には、内部留保に懲罰税 (penalty tax) を課すことにより配当を促すとともに、法人実在説に従い法人と個人の双方を対象に「二重課税 (double taxation)」を実施することにあるとされる。

すでにふれたところであるが、アメリカの連邦法人所得税制において、配当法人は、当該法人が稼得した所得には法人所得税が課される。その後、法人所得税の税引後の所得が、個人株主に配当された場合には、さらに個人所得税が課されるルールになっている。つまり、「二重課税」を行う課税原則となっている。ところが、法人が税引後の所得を個人に配当を行わず内部に留保すると、個人株主の段階で課税されるはずの課税が繰り延べられることに

---

(21) 表面税率とは税法上の法定税率で計算された表面上の税負担率を指す。これに対して、法人の実効税率は、 $[\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{事業税率}] \div (1 + \text{事業税率})$ の算式に基づいて計算する。この算式で計算するのは、法人所得に対する法人税、法人事業税、法人住民税の税率を合算する場合、法人事業税が税法上費用(損金)となることを織り込む必要があるからである。このほかに、資本金1億円以上の法人に対する「外形標準課税」による法人事業税があるが、利益に課税される税ではないので、この計算には入れない。

なる<sup>(22)</sup>。このような課税繰延べを認めないために、以下の「留保金税」や「人的所有会社税」制が設けられている。これらの税制のもとではいずれも、法人企業が「事業のための合理的必要性」もないのに内部留保している一定額を超える所得が課税対象となる。

### (1) 人的所有会社税とは

まず、人的所有会社税 (PHC tax=Personal holding company tax) 制について検証してみる。人的所有会社税 (PHC tax) 制のもと、少人数の個人株主によって所有されている法人 (5人以下の株主が、直接または間接に50%超の持分を所有している会社) で、その所得の60%以上が配当、利息、賃貸料、ロイヤルティなど投資所得 (passive income) で占められている法人 (こうした法人を「人的所有会社/PHC」または「パーソナル・ホールディング・カンパニー」という。) については (IRC 542条)、その非配当の人的所有会社所得 (PHC income= Personal holding company income)、つまり留保所得に対して、通常の法人税とは別途に、留保金税 (AET) と同様に、現在20%の税率で追加課税が行われる。PHC income は、法人の課税所得に法定の加算・減算の調整を行ったうえで算定される (IRC 541条)。

この人的所有会社税 (PHC tax) は、本来、個人所得税の最高税率が法人税率よりも40%以上も高かった時代に、資産家が高税率を回避するため会社に資産を保有させる、あるいは個人の所得を会社に蓄積することへの対策として設けられたという経緯がある。

現在では、法人と個人の税率に大きな差はないので、廃止すべきであるとの声もある。しかしこの税制自体は存続している。ちなみに、法人が、人的所有会社税 (PHC tax) の対象になった場合には、留保金税 (AET) の適用対象からは外れる (IRC 532条b項1号)。

---

(22) 前記注(16)参照。

## (2) 留保金税とは

一方、留保金税(AET=Accumulated earnings tax)制のもと、連邦課税庁(IRS)は、法人が「事業のための合理的必要性(reasonable business needs)」もないにもかかわらず、配当を行わずに法定許容限度額を超える所得を留保していると判断する場合、それを租税回避目的(tax-avoidance purpose)での課税の繰延べであると推定し、留保課税所得(ATI=Accumulated taxable income)に対し39.6%の税率〔個人所得税の最高税率〕で賦課課税できる。ただし、2003年改正税法(Jobs and Tax Relief Reconciliation Act of 2003)その他の改正税法により、暫定的に現在20%の税率で課税されている(IRC 531条)。

法定許容限度額を超える過剰な留保金が「事業のための合理的必要性」があるかどうかについては、原則として納税者である法人側が立証することになっている。このことから、法人は、例えば自己資金を使って事業の拡張計画がありそのための手元資金が必要である、といったような主張を行い、課税庁を納得させる必要がある。

留保金税(AET)は、前記の人的所有会社税(PHC tax)とは異なり、株主の数に関係なく適用される。また、AETは、制度的には、閉鎖会社(closely held corporation)であるか、公開会社であるかどうかを問わず、営利法人一般に適用される仕組みになっている。しかし、現実には、AETの適用対象は、多くの場合、少数の株主で、配当するかあるいは内部留保するかを比較的自由に決定できる閉鎖会社である。

ちなみに、法人が無条件で留保できる法定許容限度額は25万ドル〔ただし、人的役務提供法人(Personal services corporations)については15万ドル〕である。この法定許容限度額であれば、無条件で事業のために合理的な必要性のある留保金額とみなされる。法定許容限度額とは、いわば「基礎控除」ともいえる。言い換えると、法人は、法定許容限度額を超えて過剰に留保金を積み立てる場合、AETの賦課を回避するには、理由を

示してその必要性の立証をする必要がある。

#### 4 留保金税の適用要件

連邦税法 (IRC) のもと、留保金税 (AET=Accumulated earnings tax) は、原則としてすべての営利法人に適用される。その適用要件を図説すると、次のとおりである (IRC 531条・532条)。

【図表15】留保金税の特質と適用要件

<p>①留保金税 (AET) の目的</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• AET は、法人 (非営利公益法人などを除く。以下同じ。) が、剰余金ないし利益の配当を行うことを目的とせずに、内部留保をすることにより、その株主にかかる所得税の回避をねらいの設立または利用されている場合に適用することが目的である。</li><li>• AET の目的は、法人企業の過剰な内部留保に対する「懲罰税 (penalty tax)」である。したがって、申告納付 (self-assessment) 方式の租税ではなく、賦課課税 (official assessment) 方式の租税である。</li></ul>
<p>② AET の適用要件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• AET は、法人が、その株主または他の法人の個人株主に課される所得税の「租税回避目的 (tax-avoidance purpose)」で、設立または利用されている場合に適用される。</li><li>• AET は、法人の株主に配当されずに、法人の「事業のための合理的必要性 (reasonable business needs)」を超えた留保金 (accumulated earnings) の額が課税対象となる。</li><li>• AET は、法人の株主の数に関係なく適用される。言い換えると、AET は、閉鎖会社 (closely held corporation) であるか、公開会社 (publicly held corporation) であるかを問わず、適用される。</li></ul>

### ③租税確定手続および納付手続

- AETは、申告納付方式の租税ではないために、この税額を計算し、かつ申告納付する特段の書式等はない。
- 課税庁（IRS）は、各法人から提出された法人所得税の申告書を調査し、納税申告書が提出された法人の各年度において、その法人の「事業のための合理的必要性（reasonable business needs）」を超えた金額が留保されており、妥当な額の配当が行われていないと判断した場合、過剰とされた留保金額に対して、通常の法人所得税とは別途に現在20%（本来は39.6%）の税率でAETを賦課し、納税通知をすることになる。
- この賦課額は、AET税額に過少申告加算税を加えて算定される（IRC 6601条b項4号）。
- 賦課されたAETは、人的所有会社税（PHC tax）などの場合と同様に、通常の法人所得税（代替ミニマム税（AMT）を含む。）に追加して納付するように求められる。

### ④留保課税所得（ATI=Accumulated taxable income）の算定

- AETは、法人の各年度の留保課税所得（ATI）に基づいて計算される。ATIは、法人の通常の課税所得を、その法人が有する配当原資の規模にするために、各種加算、減算等の調整（Adjustments）を行って算定される金額である（IRC 525条b項、財務省規則 § 1.535-2）。
- ATI算定にあたり調整が必要な項目のうち主なものを掲げると、益金不算入とされた受取配当金額の加算、損金処理された欠損金額の加算、譲渡益・譲渡損失の繰越額または繰戻額の加算、10%を超えて控除された寄附金額の加算、連邦法人所得税額の減算、支払配当金額の減算などである。
- さらに、ATI算定にあたっては、留保金控除（AEC=Accumulated earnings credit）や支払配当金額の減算（Dividends-paid deductions）が認められる。

<p>⑤留保金控除 (AEC=Accumulated earnings credit)</p> <p>留保金控除 (AEC) は、次の (a)、(b) のうちいずれか大きい金額となる。</p> <p>(a) 課税庁 (IRS) の決定または争訟の裁断で「事業のための合理的必要性」を理由に留保できるとした金額</p> <p>(b) 前年度末の留保金残高25万ドル [ただし、人的役務提供法人 (Personal services corporations) については15万ドル] からを差し引いた金額</p>
<p>⑥「事業のための合理的必要性」を理由に留保できる金額</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・法人は、「事業のための合理的必要性 (reasonable business needs)」があるとされる金額を、AET の適用対象から除外できる。また、25万ドル [ただし、人的役務提供法人 (Personal services corporations) については15万ドル (IRC 269条のA・280条のA)] 以内であれば、自動的に「事業のための合理的必要性」があるとされる (IRC 535条のc項2号)。一方、25万ドルの免税点を超える場合にはトリガー課税が行われ過剰留保額として課税の対象となる。すなわち、ATI の計算にあたっては、「事業のための合理的必要性」があると判断された金額 (実額)、または25万ドル [15万ドル] (概算) のいずれか大きい方の金額が、控除されることになる。</li><li>・ちなみに、「事業のための合理的必要性」があるかどうかについては、原則として、納税者である法人企業側が立証する責任を負うことになっている。</li></ul>

## 5 留保金税の計算の仕組み

「留保金税 (AET=Accumulated earnings tax)」は、同族 (非公開) か非同族 (公開) かを問わず、法人が、その個人株主または他の法人株主に



課される所得税の「租税回避目的 (income tax avoidance purpose)」で、設立または利用されている場合に適用される (IRC 532条 a 項)。

AETは、法人の各年度の留保課税所得 (ATI) に基づいて計算される。ATIは、法人の通常の課税所得を、その法人が有する配当原資の規模にするために、各種加算、減算等の調整 (Adjustments) を行って算定される金額である (IRC 525条 b 項、財務省規則 § 1.535-2)。

留保金税 (AET) 額は、連邦法人所得税の課税ベースに減算・加算など必要な調整等をし、支払配当金控除 (Dividends-paid deduction) や留保金控除 (AEC=Accumulated earning credit) の金額を差し引いて、算定された留保課税所得 (ATI=Accumulated taxable income) に税率をかけて計算される。

留保金税 (AET) の計算方式を簡潔に図示すると、次のとおりである。

【図表16】 留保金税 (AET) の計算方法

課税所得 (Taxable income)	\$ × × × , × × ×
⊕⊖調整項目 (Adjustments)	× × , × × ×
<hr/>	
調整課税所得 (Adjusted taxable income)	\$ × × , × × ×
⊖受取配当金控除 (Dividends-paid deduction)	[ × × , × × × ]
⊖留保金控除 (Accumulated earnings credit)	[ × × , × × × ]
<hr/>	
留保課税所得 (Accumulated taxable income)	\$ × × , × × ×
留保金税率 (Accumulated earnings tax rate)	20%
<hr/>	
留保金税額 (Accumulated earnings tax)	\$ × × , × × ×

上記の留保金税 (AET) の計算方式のなかに表記された主要な項目について以下に解説する。

(1) ⊕⊖調整項目の概要

前記の留保金税 (AET) の計算方式のなかに表記された「⊕⊖調整項目 (Adjustments)」とは、法人所得を、その法人が有する経済的な配当原資 (economic income) の規模にするための調整である。

この「調整課税所得 (ATI=Adjusted taxable income)」を算定するにあたり、⊕=加算ないし⊖=減算する項目は多岐にわたる (IRC 535条 b 項、財務省規則 § 1.535-2)。主要な項目を図説すると、次のとおりである。

【図表17】調整項目 (Adjustments) の概要

⊕⊖	調整項目
⊖	①連邦法人所得税／戦時利潤超過税等 (Federal corporate income taxes etc.・IRC 535条 b 項 1号)
⊖	②公益寄附金 (Charitable contributions・IRC 535条 b 項 2号)
⊕	③特定の公共事業会社等が発行する優先株式等からの受取配当金 (Special deduction disallowed・IRC 535条 b 項 3号)
⊕	④欠損金控除額 (Net operating loss・IRC 535条 b 項 4号)
⊖	⑤特定の純キャピタル・ロス (Net capital losses・IRC 535条 b 項 5号)
⊖	⑥特定の純キャピタル・ゲイン (Net capital gains・IRC 535条 b 項 6号)
⊖	⑦資産損失の繰戻または繰越額 (Capital loss carryback or carryovers・IRC 535条 b 項 7号)
⊖	⑧被支配外国法人 (CFC=Controlled foreign corporations・IRC 951～964条) に該当する法人の所得で合衆国株主の所得の合算された金額 (IRC 535条 b 項 8号)

(2) ⊖支払配当控除の概要

前記の留保金税 (AET) の計算方式のなかに表記された「⊖支払配

当金控除 (Dividends-paid deduction)」とは、「調整課税所得 (Adjusted taxable income)」から減算できる項目である。具体的には、次の2つからなる。

**【図表18】 支払配当控除の概要**

<p>①支払配当金 (Paid-dividends)</p>
<p>留保金税 (AET) の計算において、支払配当金は実際に支払かつ株主が受取った金額は、これを控除することができる (IRC 561条)。株式配当などのかたちでの支払についても、支払配当金控除 (Paid-dividends deduction) の対象となる (IRC 562条)。</p>
<p>②同意配当金 (Consent dividends)</p>
<p>同意配当金の制度は、実際には株主に配当が支払われていないのにもかかわらず、仮想配当 (hypothetical distribution) をしたものとして計算処理することにより、法人に留保金の一部を留保することを認める仕組みである (IRC 565条)。この場合、株主は、実際には配当を受け取っていないとしても、その法人の事業年度に当該する課税年にその部分の配当があったものとして自己の所得税の総所得金額に含めて年次申告するように求められる。同意があった場合、株主である納税者は、様式972 [特定金額を総所得に加算するための株主の同意 (Consent of Shareholder to include specific amount in gross income)] を、その法人の法人所得税の減額請求期限まで、法人に提出するように求められる。この同意は撤回することができない。この同意報告書 (様式972) には、株主である納税者が実際には受領していないが法人と同意した現金配当金 (一定の同意株式配当を含む。以下、同じ。) の金額等を記載するように求められる。法人は、株主からこの同意報告書 (様式972) の提出があれば、法人所得税申告において、様式973 [法人の同意配当金控除の請求 (Corporation Claim for Deduction for Consent Dividends)] と株主から提出があった様式972を添付して、「支払配当金控除」の一環として「同意配当金控除 (consent divided deduction)」をすることができる。同意配当金の結</p>

果、法人は法人所得税負担が減る一方で、株主は個人所得税の負担が増えることになる。株主に分配した金額は直ちに出資 (paid-in capital contribution) したものとみなされる。株主が実際には受取っていない配当金は、いわば「仮想所得 (phantom income)」として課税されることから、その分を株式の税務簿価に加算する調整が行われる。

同意配当金制度は、留保金税 (AET) の賦課課税を回避すると同時に、現金配当により法人の運用資金を減らすのを防ぐことがねらいである。留保金税 (AET) の税額がゼロになる水準まで同意配当金を支払うことも可能である。税務専門職には、「事業のための合理的必要性 (reasonable business needs)」のある留保金額の算定・立証を含め、精緻なタックス・プランニングが求められる。

### (3) ⊖留保金控除の算定

留保金控除 (AEC=Accumulated earning credit)<sup>(23)</sup> 額は、次のように算定される。

#### 【図表19】留保金控除 (AEC) 額の算定

留保金控除 (AEC) は、次の (a)、(b) のうちいずれか大きい金額となる。

- (a) 課税庁 (IRS) の決定または争訟の裁断で「事業のための合理的必要性」を理由に留保できるとした金額
- (b) 25万ドル [ただし、人的役務提供法人 (PSC=Personal services corporations) については15万ドル] から前年度末の留保金残高を差し引いた金額

(23) 法文は「credit」という文言を使用しているが、正しくは「deduction」という文言を使用すべきであるとの指摘がなされている。See, Sally M. Jones *et al.*, *Principles of Taxation* (2004 ed. Irwin) at 182.

## 6 「事業のための合理的必要性」とは

留保金税(AET)の対象となる「留保課税所得(ATI)」の算定にあたり、「事業のための合理的必要性(reasonable business needs)」があるとされた額については、実額で控除できる。留保額が25万ドル〔15万ドル〕の基礎控除額／概算控除額よりも大きい法人にとっては、実額控除の方が有利といえる。ただし、「事業のための合理的必要性」があるかどうかについては、原則として、納税者である法人側が立証する責任を負うことになっている<sup>(24)</sup>。納税者にとり、「事業のための合理的必要性」という不確定概念を立証する負担は決して軽くはない。

実際に、留保課税所得(ATI)から除外されることになる「事業のための合理的必要性」の存否をめぐる税務争訟では、法人企業経営陣による「健全な経営判断不介入の法理(sound business judgment rule)」と課税庁(IRS)の課否判断とのせめぎ合いになることが多い。事業用設備拡大や機械などの購入を目的とした税引後所得の留保、積立した金額は、概して「事業のための合理的必要性」があると認められる。

しかし、現実には、納税者と課税庁がぶつかり合うことも多い。例えば、企業経営上必要な運転資金(working capital)を、納税者(法人)側は内部資金(留保金／自己資本／自己金融)を活用するのが合理的であると判断するのに対して、課税庁(IRS)側は外部からの借入れ／融資(他人資本)のよるべきであると判断する(したがって、配当されずに運転資金に回された額は留保課税所得(ATI)に含めるべきであるとする判断)ケースなどは最たる例といえる。判例や学説等で固まってきた「事業のための合理的必要性」の有無が問われる主な事例を掲げると、次のとおりである<sup>(25)</sup>。

---

(24) See, J.H. Rutter *Rex Mfg. Company Inc., v. Commissioner of IRS*, 853 F.2d 1275 at 1285 (1988).

(25) See, J.S. Ball & B.H. Furtick, "Tax Law : Defining the Accumulated Earning Tax Case," 72 *Florida Bar Journal* 28 (1998).

【図表20】事業のための合理的必要性が問われる主な事例

- ・ 運転資金向けの留保金
- ・ 事業計画向けの留保金
- ・ 集団訴訟対策費用ための留保金
- ・ 株式消却・減資のための留保金
- ・ 自己株式の消却に必要な留保金
- ・ 自己保険に必要な留保金
- ・ 過大役員報酬の否認と留保金課税

ちなみに、留保金税（AET）は、申告納税方式の租税ではなく、賦課課税方式の懲罰税として制度化されている。したがって、その適用は厳格に解釈されなければならない。疑わしくは納税者の利益に解される必要がある<sup>(26)</sup>。

（1）運転資金向けの留保金

企業経営上必要な運転資金（working capital）を、納税者（法人）側は内部資金（留保金／自己資本）を活用するのが合理的であると判断するのに対して、課税庁（IRS）側は外部からの借入れ／融資（他人資本）のよるべきであると判断する（したがって、配当されずに運転資金に回された額は留保課税所得（ATI）に含めるべきであるとする判断）とがぶつかりあうケースが多い。

このように、運転資金向けの留保金（working capital reserves）をめぐっては、法人企業経営陣による「健全な経営判断不介入の法理（sound business judgment rule）」と課税庁（IRS）の課否判断とのせめぎ合いに

---

(26) See, *Commissioner v. Acker*, 361 U. S. 87, 361 U. S. 91 (1959) ; *Ivan Allen Co. v. United States*, 422 U.S. 617, 626 (1975).

なる。こうした事案では、伝統的に、一事業年度に必要な運転資金については、「事業のための合理的必要性」があると裁断されてきた<sup>(27)</sup>。したがって、問われるのは、運転資金が複数年度に備えて留保される場合である。司法の裁断では、法人企業経営に必要な運転資金を借入れ（融資／他人資本）によるべきか、留保金（自己資本）によるべきかどうかは、基本的に「慎重人（prudent businessperson）」の判断を優先させるべきであるとする見解が多数を占める。司法は、課税庁（IRS）は、借入れ（融資）によるのが各別合理的であるなど特段の事由が見出さる場合を除き、AETの留保課税所得（ATI）の増差をねらいに、法人に対し留保金ではなく借入れ（融資）を選択するように強いることは不当であると裁断している<sup>(28)</sup>。

一般に、運転資金向けの留保金の留保課税所得（ATI）金額からの除外をめぐる争訟においては、鑑定証人の存在が重要になっている。

## （２）事業計画向けの留保金

法人が一事業年度に必要な運転資金の合理的必要性は、事業年度ごとに判断できる。しかし、法人は、ゴーイング・コンサーン（永続企業）として、複数事業年度にわたる事業計画を策定して、資金調達をすすめる必要もある。

こうした事業計画達成に必要な資金調達にあたり、法人企業の留保金を有効に活用するのも一案である。留保金税（AET）の留保課税所得（ATI）金額算定にあたり、こうした複数事業年度にわたる事業計画に沿った税引後所得から各事業年度に留保、積み立てられる金額が、その勘定科目の名称はともかく、控除の対象となるかどうかが問題になる。また、こ

(27) いわゆる「バーダハール基準（Bardahl formula）」である。See, *Bardahl Mfg. Corp. v. Commissioner*, T.C. Memo 1965-200 (1997).

(28) See, e.g., *J.H. Rutter Rex Mfg. Co., Inc. v. Commissioner*, 853 F.2d 1275 (5th Cir. 1988) ; *Central Motor Co. v. U.S.*, 583 F. 2d 470 (10<sup>th</sup> Cir. 1978). もっとも租税裁判所（Tax Court）は、こうした通常裁判所の裁断に準拠することには総じて消極的である。

うした複数事業年度にわたる事業計画が途中で頓挫する、その後の状況変化に応じて改訂を要する、あるいは延長を要する場合なども同様である。

一般に、こうした文書化された長期事業計画（その改訂、延長等を含む。）に基づいて税引後所得から各事業年度に留保、費消される金額については、「事業のための合理的必要性」があると認められる。したがって、留保金税（AET）の留保課税所得（ATI）金額の算定にあたり、控除対象とされる<sup>(29)</sup>。

### （３）自己株式の消却に必要な留保金

株式会社は、自己株式を任意の消却することができる（例えば、日本会社法178条および米各州法）。自己株式の消却にあたっては、株式配当の対象となる内部留保金（資本剰余金や資本準備金など）を使うことができ、結果として株式の配当負担を軽減することもできる。この場合「事業のための合理的必要性」が問われることがある。

一般に、課税庁や司法は、漠然と将来に備えた株式消却資金が過大な内部留保の原因となっている場合には、「事業のための合理的必要性」があると見ることは消極的である（例えば、財務省規則 § 1.537.1 (b)）。

### （４）自己保険に必要な留保金

株式会社が、火災その他の災害などに対する自己保険のための留保金（self-insurance reserves）を積み立てているとする。この場合、「事業のための合理的必要性」が問われることがある。

事業の特殊性から商業保険会社が保険引受けを拒否する場合も考えられる。この場合には、自己保険に必要な留保金はかなり高額になることも想定される<sup>(30)</sup>。しかし、商業保険商品の購入でカバーすることが可能である

---

(29) See, e.g., *Empire Steel Castings v. Commissioner*, T.C. Memo 1974-34 (1974).

(30) See, e.g., *Gustafson's Dairy Inc. v. Commissioner*, T.C. Memo 1977-519 (1997).



のにもかかわらずそれをせずに、自己保険としての留保金を積立て、保険料の支払をした場合に比べ、その留保金が著しく高額になっているとする。この場合には、留保金課税が関係する事案では、「事業のための合理的必要性」が問われる。

### (5) 過大給与の否認と留保金課税

連邦法人所得税の所得計算上、法人が支払った配当は費用として控除できない。また、個人株主は受取配当金を総所得に含めなければならない(IRC 61条 a 項 7号)。しかし、法人が支払った役員報酬は、原則として費用として控除できる。個人株主が役員を務める閉鎖会社においては、過大な役員報酬を支払い、留保金税を回避することが試みられる可能性がある。合理性を超える役員報酬が支払われている場合、過大部分は否認される(IRC 162条 a 項 1号、財務省規則 § 1.162-7 (b)(1))。過大役員報酬の否認に伴い、留保金が増加し、基礎控除額を超えかつ「事業のための合理的必要性」がないと判断される場合に、各事業年において留保金税を課すことができる<sup>(31)</sup>。

## ◎むすび

アメリカ連邦税法では、法人実在説に基づき、法人所得課税が行われている。したがって、二重課税(double taxation)は当然であり、法人に課税した後の税引き後所得が個人に配当された場合、当該受取には

---

(31) 現行の連邦企業課税の仕組みでは、所得認識は企業会計上の「実現主義」に基づいている。このため、所得認識のタイミングは、納税者の裁量により繰り延べることもできる。留保金税(AET)や人的所有会社税(PHC tax)は事業年度ごとに課される。このことから、現実の課税実務においては、「課税の公平」という視点からの留保金税等の課税のタイミングと企業会計上の所得認識のタイミングとがぶつかることも多い。詳しくは、See, Kamran Idrees, “When Do Tax Deficiencies Actually Accrue? Resolving The Recent Circuit Split over the Accumulated Earnings Tax,” 59 Tax Lawyer 541 (2006).

通常所得して個人所得税を課す原則となっている。また、普通法人 (C corporations) の場合、個人所得税の場合と同様に、法人所得に対しても超過累進税率 (15%~39%) で課税をする。言い換えると、個人と同様に法人にも応能負担原則 (ability to pay principal) を適用し課税している。その一方で、「法人なり」しただけの LLC など小規模法人 (S corporations) は、パススルー (構成員) 課税の選択ができ、二重課税を回避できる。

また、「留保金税 (AET=Accumulated earnings tax)」は、同族 (非公開) か非同族 (公開) かを問わず、法人が、その個人株主または他の法人株主に課される所得税の「租税回避目的 (income tax avoidance purpose)」で、設立または利用されている場合に適用される。わが国の特定同族会社への留保金課税のあり方が問われている。

さらに、法人所得税額は、通常の法人所得税と、代替ミニマム税 (AMT=Alternative Minimum Tax) 【各種租税特別措置 (租特) 項目の適用による恩典が大企業や富裕層などに集中しないよう調整するための税制】の二本立てで計算される。代替ミニマム税 (AMT) は、納税者 (個人、法人、信託、基金など) に所得税 (個人所得税/法人所得税) を負担する能力 (担税力) があるにもかかわらず、各種租税特別措置 (租特) の活用により、税負担をまったくしない、あるいは極端低くなる場合に、追加して課税することをねらいとした租税である。代替ミニマム税 (AMT) の課税ベースは、法人の場合、通常の法人所得税の課税所得金額 (欠損金控除前) に加算/減算を調整して算定される。AMT 所得が15万ドル超の場合、4万ドルの基礎控除を差し引いた金額のうち、最初の17万5,000ドルには26%、残りの金額には28%の税率で課税される (IRC 55条b項1号A)<sup>(32)</sup>。

ちなみに、わが国に租特透明化法 (正式名称は「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」という。) は、法人が決算に申告書を提出す

る際に、何らかに租特の適用を受けているとすると、「適用額明細書」を作成し、これを申告書に添付を求め、添付しなかったらその適用を認めないとするものである<sup>(33)</sup>。この租特透明化法は、政治ないし政治をバックアップしている財政当局などが将来的な租特改革の資料を入手できる手段を確保するという趣旨は理解できる。しかし、法人税率は下げるが課税ベースは広げる、あるいは各種租税特別措置（租特）の活用により税負担をまったくしない、ないし極端に低くなる場合には追加して課税するというアメリカ型の代替ミニマム税（AMT）のような具体的な思考を欠いている。

わが国の大企業に主導された産業界が主張する法人税の実効税率論議、表面税率の引下げ、投資減税などの租特の拡大などの要望については、一般納税者の租税制度に対する不公平感を助長したり、信頼感がゆらぐことのないようにバランスのとれた思考が求められている。法人所得課税のあり方については、大企業に有利な各国税制のつまみ比較ではなく、所得課税における応能負担原則<sup>(34)</sup>や事業体選択と課税のあり方を含めて、原点

---

(32) See, 2013 U.S. Master Tax Guide (CCH, 2013) at 560 *et seq.* もっとも、個人に課される AMT については、所得計算にあたり項目別控除（必要経費等の実額控除）を選択する場合には（non-itemizers）一般的な個人納税者にも適用されるケースが急増し、過重であるとの理由から見直しも検討されている。See, Brian L. O'Shaughnessy, "The Growing Need for an Alternative to the ATM," 16 Kansas Journal of Law & Public Policy 67 (2006).

(33) 租特透明化法について詳しくは、石村耕治編『現代税法入門塾 [第6版]』（清文社、2012年）237頁以下、松尾公二「『租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律』の制定」税理53巻8号（2010年）参照。

(34) See, David Elkins, "Horizontal Equity as a Principle of Tax Theory," 24 Yale L. & Pol'y Rev. 43 (2006).

に立ち返って精査する必要がある<sup>(35)</sup>。「留保金課税」のあり方を精査するにあたって同じである。アメリカの留保金課税を論じた本稿が一助となれば幸いである。

(本学法学部・法科大学院兼担教員)

---

(35) 伝統的な政府の経済政策では、金融政策、財政政策、租税政策が柱である。しかし、デフレ脱却を掲げるアベノミクスでは、租税政策に代え成長戦略を一つの矢に据えた。言い換えると、アベノミクスで、租税政策を矢の一つに据えるのを止めた。これは、景気対策の租税政策という「家計（個人）への減税」を検討せざるをえなくなるからであろう。「家計（個人）に増税、企業に減税」を貫くには、租税政策ではなく、「税制改正」で臨むのがベターとの読みがあるのかも知れない。アベノミクスでの個人増税は過重である。まず、東日本大震災からの復興財源確保のため、復興財源確保法に基づき、3種の復興特別税が実施された。1つは「復興特別所得税」で、臨時増税というものの、実質は“恒久増税”である。2013年から37年まで実に25年間、通常の所得税額に2.1%上乘せして課税する。2つ目は「復興特別法人税」である。これについては、法人税の実効税率をいったん5%引き下げたうえで、13年4月1日以後に開始する事業年度から3年間だけ、法人税額に10%上乘せして課税する（もともと、復興特別法人税は1年で廃止の方向である。）。3つ目は「個人住民税の増税」。個人住民税の均等割を14年から10年間、年1,000円を増額徴収する。このように、復興特別税の負担は、法人には軽く、庶民（個人）に重い。この復興特別税で組んだ復興予算の被災目的外流用などが多発、不透明な使途で重税にあえぐ庶民の気持ちを逆なでしている。会計検査院「会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書：東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」（2012年10月25日）。Available at : <http://report.jbaudit.go.jp/org/h23/YOUSEI9/2011-h23-10000-0.htm> 加えて、消費税は、2014年4月から8%に、15年の10月から10%に引上げの方向である。また、最高税率も、所得税では40%から45%に、相続税では55%から55%に引上げられる。わが国では政治が、役所が引いた「庶民（個人）に重税」路線をひた走りの状況である。「大きな政府」のアベノミクスでは、国土強靱化とかを旗印に公共工事へ大盤振る舞いである。個人に過重な税負担を強いる一方で、「企業に減税」で、法人税率引下げに加え投資減税の拡大など課税ベースを侵食する姿勢が続く。大企業は、自らに傾斜的に恩典を及ぼす各種の租税特別措置（租特）を享受し実質的な税負担をますます低める一方で、従業者や株主への還元度を高めることには概して消極的である。こうした大企業に対し留保金課税の適用もない現状では、ますます無税の内部留保の積立を加速される可能性も強い。この点、アメリカ税制では、直接税中心主義を貫徹し、国レベルでの一般消費税（VAT / 付加価値税）は導入していない。しかも、法人は、個人と同様に超過累進税率による課税を受け、内部留保金課税や代替ミニマム税（AMT）などで“不公平税制”に対応することで、“応能負担原則（ability-to-pay principal）”の基本を維持している。まさに、わが国の現状は、“税高くして、民ほろぶ”の実情にあり、「租税正義（tax justice）とは何か」が問われている。いかに法人実効税率を引下げ、企業に傾斜するかたちで投資減税などを充実させたところで、個人への重税化の動き、過重な政府規制、民営化の不徹底、不透明な企業経営環境、地域言語（日本語）などの非開税障壁を嫌って、にわかには外国企業はわが国には進出してこないのではないか。